

名取市歯と口腔の 健康づくり推進プラン

2025 年度～2035 年度

令和 7 年 3 月

名 取 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の構成	3
(1)基本理念	3
(2)基本方針	4
(3)基本目標	4
(4)主要施策	4
 第2章 ライフステージに着目した施策の展開	 5
1 すべてのライフステージにおける方向性	5
2 ライフステージ別にみた歯科口腔保健対策	6
(1)妊娠期(胎生期)	6
(2)乳幼児期及び学齢期(0～17歳)	9
(3)成人期(18～64歳)	15
(4)高齢期(65歳以上)	19
 第3章 分野別にみた施策の展開	 22
1 障がい児・者への歯科保健対策	22
2 救急医療対策(歯科)	25
3 災害時における歯科保健対策	25
 第4章 計画の推進	 26
1 推進体制	26
2 計画の推進管理と評価方法	27
3 成果指標	28
 資料編	 29
1 障がい児・者福祉サービス事業所アンケート結果	29
2 策定経過	31
3 条例	32
4 要綱	34
5 委員名簿	35

第 1 章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸は本市においても喫緊の課題であり、歯と口腔の健康は全身の健康にも関係していることが指摘されていることから、歯科口腔疾患の予防や口腔機能の育成・維持・向上に対する取組は大変重要です。

市民の心身ともに健やかで心豊かな生活の実現を目指し、ライフステージごとの特性を踏まえ、生涯において切れ目のない歯科口腔保健に関する施策の推進や社会環境の整備を引き続き進める必要があります。

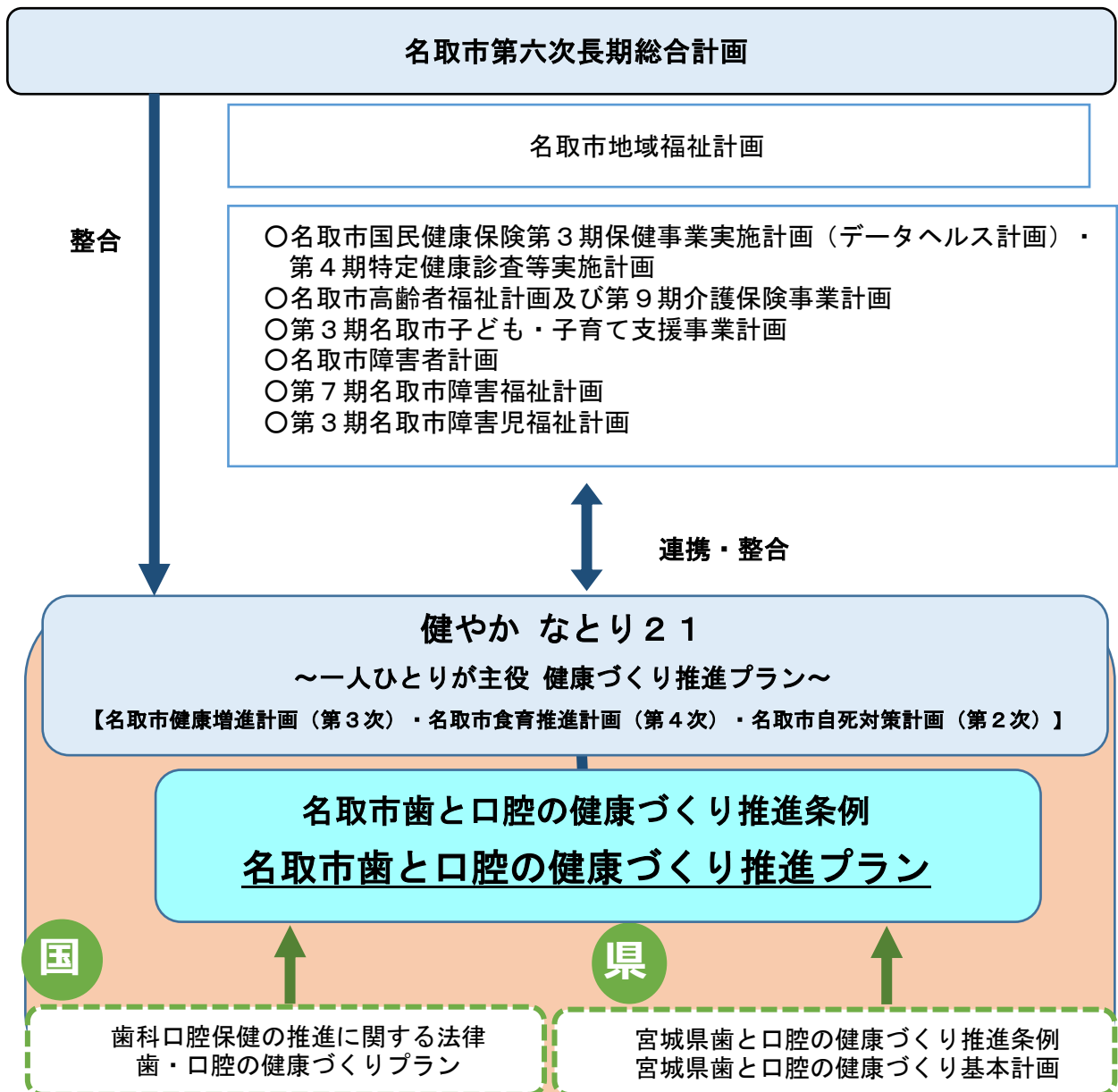
国は、平成23(2011)年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、県においては、平成22(2010)年に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定するなど、歯科口腔保健の取組を行っています。

本市においても、市民の歯科口腔保健の推進を図るため、令和6(2024)年9月に「名取市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定しました。その条例を踏まえ、「名取市歯と口腔の健康づくり推進プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は「名取市第六次長期総合計画」を上位計画とし、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示す「健やか なとり21」の「歯・口腔の健康」を推進するための分野別計画として位置づけます。

計画の推進にあたっては、国及び県の計画を参考とし、また、「健やか なとり21」と連動しながら、共通の目的や目標に向かって取り組みます。



3 計画期間

本計画は、国の「健康日本21（第三次）」、市の「健やか なとり21」の計画に合わせ令和7（2025）年度から令和17（2035）年度の11年間とし、当該計画に関わる国の計画や大綱の改正などを踏まえて、中間年度に見直しを行います。

関連する計画名		R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
名取市第六次長期総合計画		第六次　～令和12（2030）年度													
健 や か な と り 21	名取市健康増進計画	第2次		第3次　～令和17（2035）年度						中間 評価					
	名取市食育推進計画	第3次		第4次　～令和17（2035）年度						中間 評価					
	名取市自死対策計画	第1次		第2次　～令和17（2035）年度						中間 評価					
	名取市歯と口腔の 健康づくり推進プラン				令和7（2025）年度 ～令和17（2035）年度				中間 評価						

4 計画の構成

（１）基本理念 「 健やか なとり21 」より

共に支え合う 生涯を通じた健康づくり

健康、食育、自死対策、歯科口腔保健対策を通して共に支え合い、心身ともに健やかであることを目指します。市民一人ひとりが目標に向けて取り組み、その取組が持続し、周囲にも広がるよう、市民、事業者、地域組織、関係機関及び市が連携して取り組みます。

(2) 基本方針

歯科疾患の予防、早期発見および早期治療に関し、市民の自発的な取り組みを進めていきます。また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおける口腔機能の状態に応じて、切れ目なく効果的に歯科口腔保健施策を実施し、保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との連携を図ります。

(3) 基本目標

**一人ひとりが、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに
取り組み、健康で質の高い生活を目指す**

(4) 主要施策

① 生涯、おいしく食べるための歯と口腔の健康づくり

むし歯、歯周病などの歯科疾患の予防、早期発見・早期治療・重症化予防、口腔機能の健全な育成や維持・向上のための取組の重要性について啓発を行います。

② 口腔ケアで全身の健康づくり

口腔内の環境が、誤嚥性肺炎や糖尿病などの全身疾患の発症・進行に関係していること、歯と口腔の健康を保持することが健康寿命の延伸に繋がることを啓発します。

③ 誰もが歯と口腔の健康に取り組みやすい環境づくり

歯科専門職や歯科保健に関わる多職種の連携を図り、誰もが予防や治療に組みやすい歯科保健医療体制の整備に努めます。

第2章 ライフステージに着目した施策の展開

1 すべてのライフステージにおける方向性

① かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診する

歯を失う主な原因はむし歯と歯周病です。かかりつけ歯科医でむし歯の早期発見や、適切なブラッシング指導、プロフェッショナルケア（歯石除去、歯面清掃等）を行うことで、歯の喪失を予防することができます。

② 適切な歯みがきを行い、歯や口腔を清潔に保つ

歯垢は細菌の集合体で、粘着性が高く歯の表面に付着しています。歯ブラシと補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ等）を使い、毎日のセルフケア（歯みがき）を丁寧に行うことで歯垢を落とすことができます。

③ フッ化物を利用する

フッ化物には、歯質を強化し、細菌の活動を弱め、再石灰化を促進する働き等があります。歯科医院での歯面塗布やフッ素入り歯みがき剤の使用、フッ化物洗口などによりむし歯を予防することができます。

④ ゆっくり、よく噛んで食べる（ひとくち30回程度噛む）

よく噛むと唾液の分泌量が増えるためむし歯のリスクが下がります。

乳幼児期からよく噛んで口腔機能を高めておくことは、成人期になってからの摂食嚥下と関係し、高齢期の口腔機能の低下予防にも繋がります。

⑤ 規則正しい食生活を心がける

時間を決めず「だらだら食べ」をすると、口の中が酸性に傾いた状態が続き、再石灰化が追い付かないため、歯が溶け続けむし歯になりやすくなります。また栄養バランスの良い食事を摂ることは丈夫な歯を作ることに繋がります。

⑥ 禁煙に取り組む

喫煙は歯周病のリスクを高め、歯周病治療の効果を低下させます。禁煙により歯ぐきの状態が回復し、免疫細胞の働きが高まるため、歯周病のリスクが低下し治療効果が上がります。

2 ライフステージ別にみた歯科口腔保健対策

(1) 妊娠期 (胎生期)

【目標】

自分の歯と口腔の健康を守り、生まれてくる子どもの歯の健康を守ります。

【歯科的特徴】

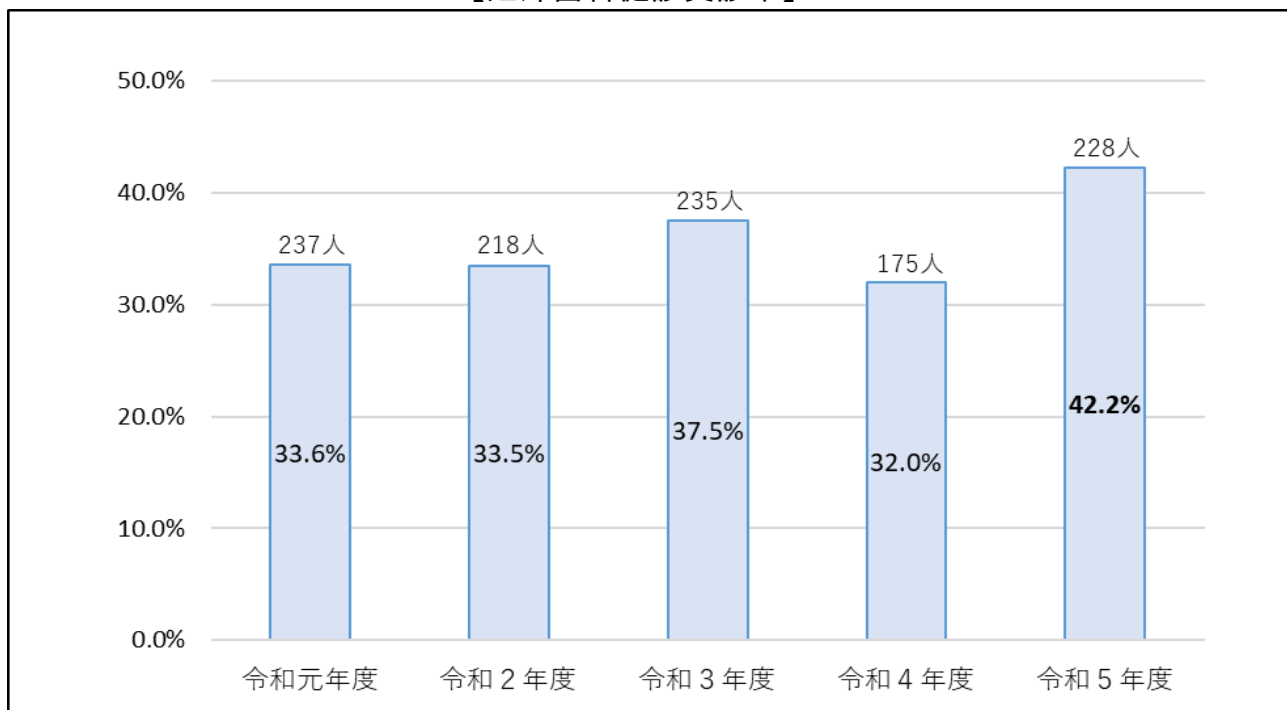
妊婦は、ホルモン等内分泌機能の生理的な変化や生活習慣の変化等により、むし歯や歯周病が悪化しやすい傾向にあります。

妊婦が歯周病に罹患すると早産や低出生体重児の可能性が高くなると指摘されています。

現状と課題

妊婦歯科健診の受診率は、30%台を推移していましたが、令和5(2023)年度には40%台へ増加しています。妊娠期はつわり等の身体状況により受診しにくい要因もあるため、安定期や産前休暇の時期に受診するよう勧奨していく必要があります。

【妊婦歯科健診受診率】



資料：名取市妊婦歯科健診結果

受診者のうち、要治療の人は、令和元(2019)年度から増加傾向にあり、令和4(2022)年度からは、85%を超えています。

【妊婦歯科健診受診者の総合判定の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要治療	75.5%	79.4%	82.6%	87.4%	86.4%
要指導	9.7%	6.9%	3.8%	2.9%	2.6%
異常なし	14.8%	13.7%	13.6%	9.7%	11.0%

資料：名取市妊婦歯科健診結果

早産や低出生体重児のリスクを減らすために、歯周病の進行を予防することが必要です。また、出産後のむし歯菌の母子伝播を防ぐため、妊婦歯科健診等を活用し、むし歯や歯周病の早期発見・治療が必要です。

成果指標項目

成果指標項目	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和17年度)	データ ソース
① 妊婦歯科健診受診率の割合	42.2%	50.0%	名取市妊婦歯科健診結果
② 妊婦歯科健診要治療判定者の割合	86.4%	75.0%	

対策

【市民】

◇妊娠期の歯と口腔の健康が生まれてくる子どもにも影響することを理解し、適切な口腔ケアを行います。

- ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯石除去と歯面清掃等の実施
- ・食後の歯みがきに加え、補助的清掃用具(デンタルフロス・歯間ブラシ等)の使用

◇乳歯は胎生期に作られるためバランスのよい食生活を心がけ、家族ぐるみで歯と口腔の健康に取り組みます。

【関係機関等】

(歯科医師・医師・助産師等の医療関係者)

◇妊娠期の歯と口腔の健康管理の重要性について周知し、治療が必要な場合は歯科の受診を勧めます。

◇妊婦歯科健診を勧め、出産後も定期的な歯科健診の受診について啓発します。

【行政】

◇母子健康手帳交付時や市のホームページ、母子健康手帳アプリ等を活用し、**歯と口腔の健康づくり**について情報を発信します。

- ・妊娠中に歯周病やむし歯に罹患することによるリスクについて情報提供をし、予防の大切さを啓発
- ・定期的な歯科健診の受診やかかりつけ歯科医をもつことの啓発
- ・妊婦や生まれてくる子どもへのたばこの影響について啓発

◇関係機関と連携しながら、妊婦歯科健診の受診を勧めます。

(2) 乳幼児期及び学齢期（0～17歳）

【目標】

健全な歯と口腔の機能を育みます。

生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの基礎をつくります。

【歯科の特徴】

3歳前後は乳歯が生えそろう時期ですが、生えたての乳歯は未熟なため、むし菌に侵蝕されやすい時期です。不十分な歯みがきや頻回な間食などにより、むし菌が急増します。

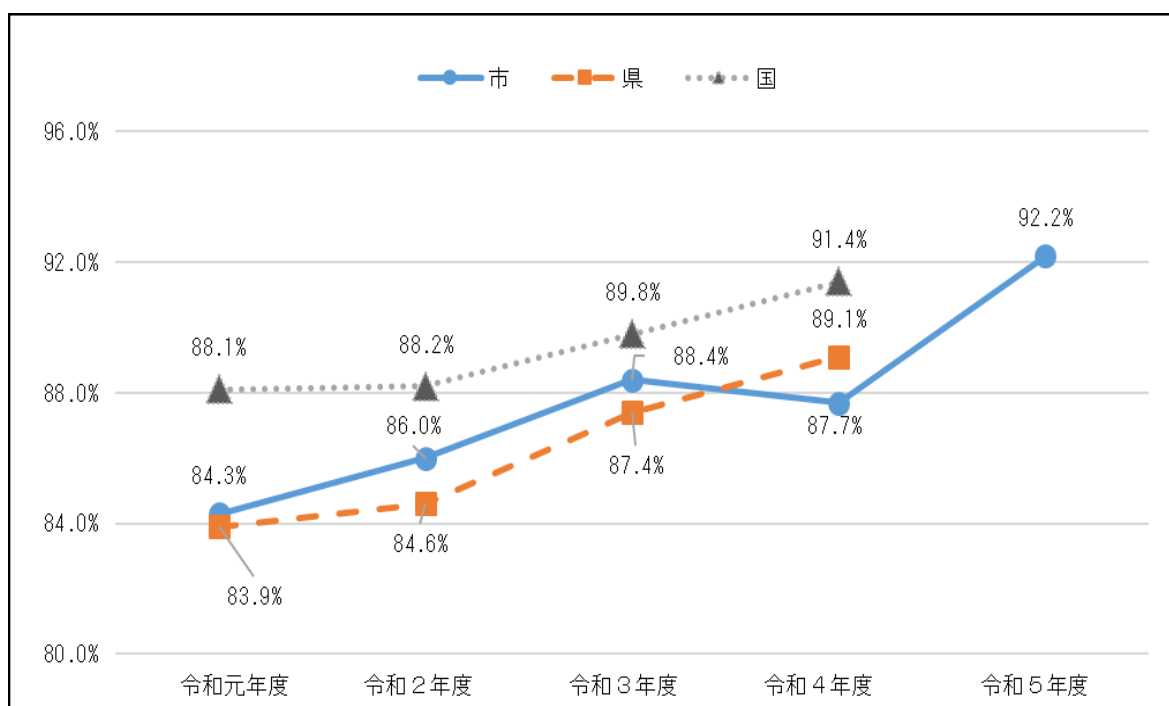
中学生になると、永久歯列がほぼ完成し、歯と歯の間等のむし菌が多発する時期です。生活習慣の乱れや思春期に伴うホルモン分泌の高まりから、歯肉炎を発症しやすくなります。

特に乳幼児期は、生涯にわたって良好な口腔機能を維持するために、食べる（噛む・飲み込む）、話すなどの口腔機能を成長させる大切な時期です。

現状と課題

3歳児むし歯のない割合は増加傾向です。乳幼児健診で歯科衛生士による歯科指導を実施しており、歯みがきの実践、フッ素の利用促進、食生活・歯科習慣の改善など予防意識の高まりや歯科医療の進歩等様々な要因により、むし歯のない割合が増加していると考えられます。

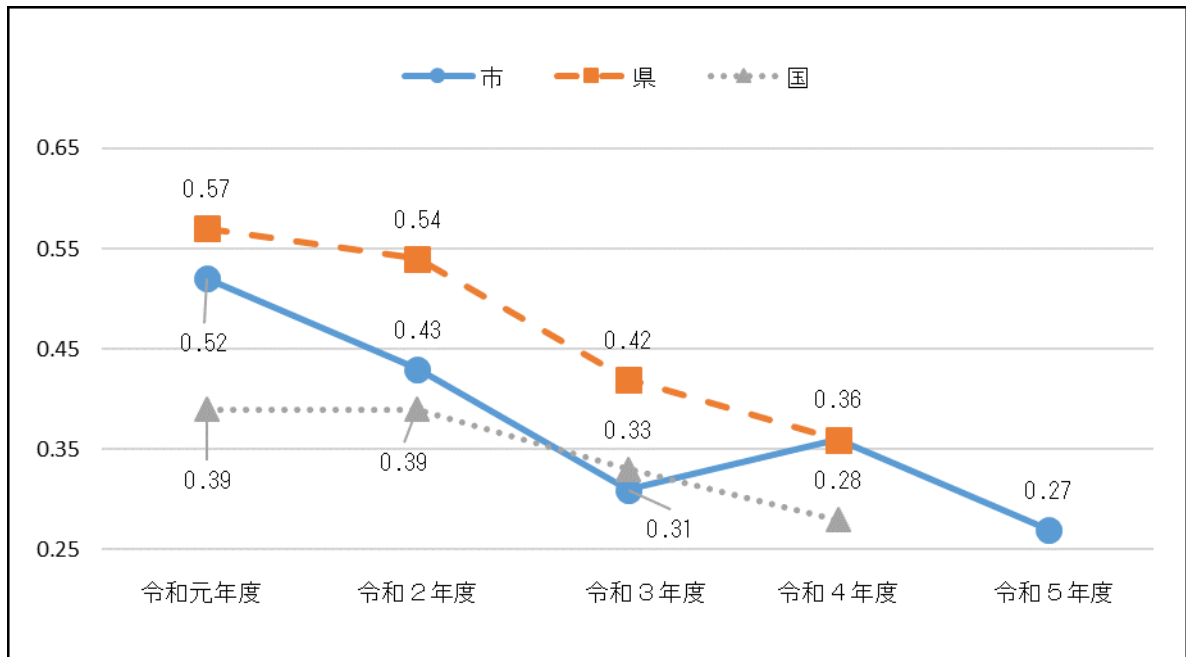
【3歳児むし歯のない割合】



資料：名取市3歳6か月児健診結果/厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

3 歳児 1 人平均むし歯数は減少傾向にあります。

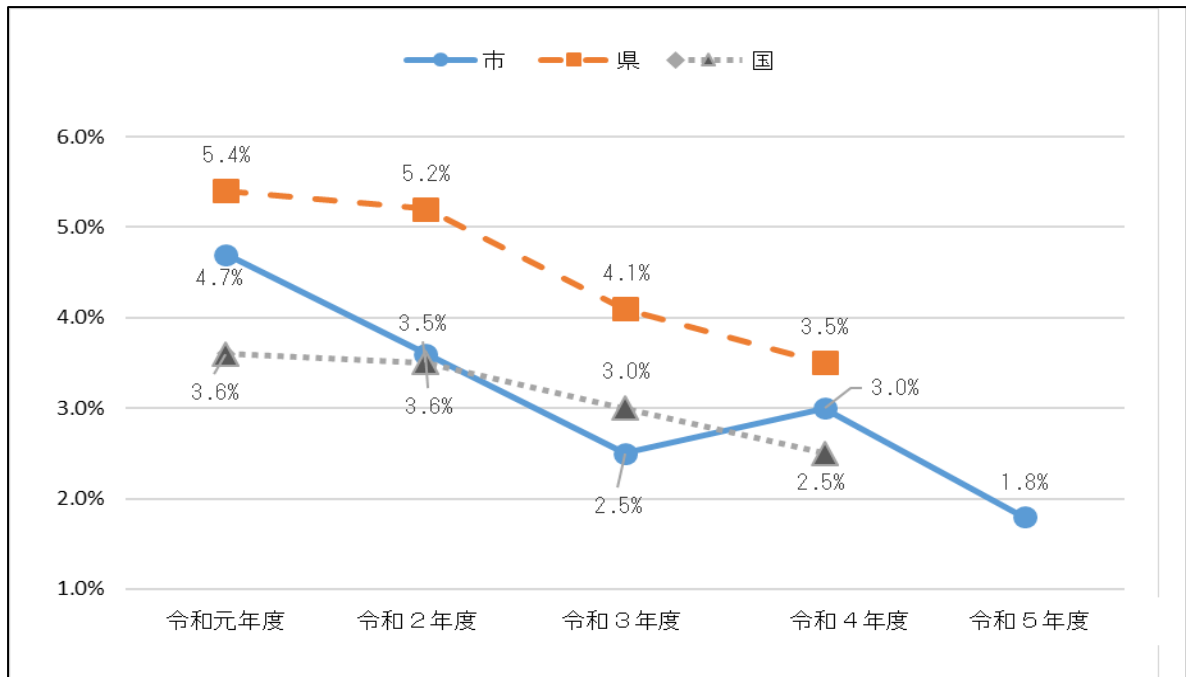
【3 歳児 1 人平均むし歯数（本）】



資料：名取市3歳6か月児健診結果/厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

3 歳児における 4 本以上のむし歯を有する児の割合は減少傾向にあります。

【3 歳児における 4 本以上のむし歯を有する割合】



資料：名取市3歳6か月児健診結果/厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
(むし歯の本数が4本、5～9本、10本以上の人数を足して算出)

おやつを1日3回以上摂取している割合は増加傾向にあります。

【おやつを1日3回以上摂取している割合】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割合	9.9%	9.0%	11.3%	8.3%	13.8%

資料：名取市3歳6か月児健診結果

フッ素を利用している(*) 割合が9割と高い水準を維持しています。

【フッ素を利用している割合】

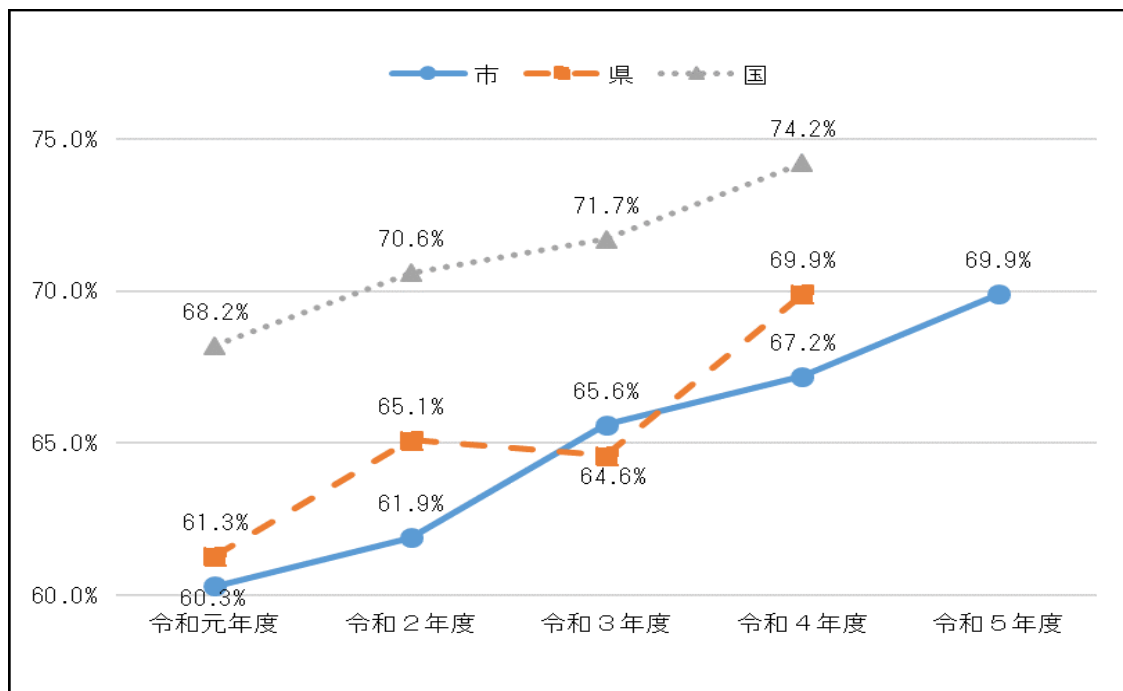
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割合	91.4%	94.1%	94.1%	91.9%	91.1%

資料：名取市3歳6か月児健診結果

(3歳6か月児健診設問より算出。* フッ素塗布、フッ素洗口、フッ素入り歯みがき剤・スプレーを含む)

12歳児むし歯のない割合は、年々増加傾向です。

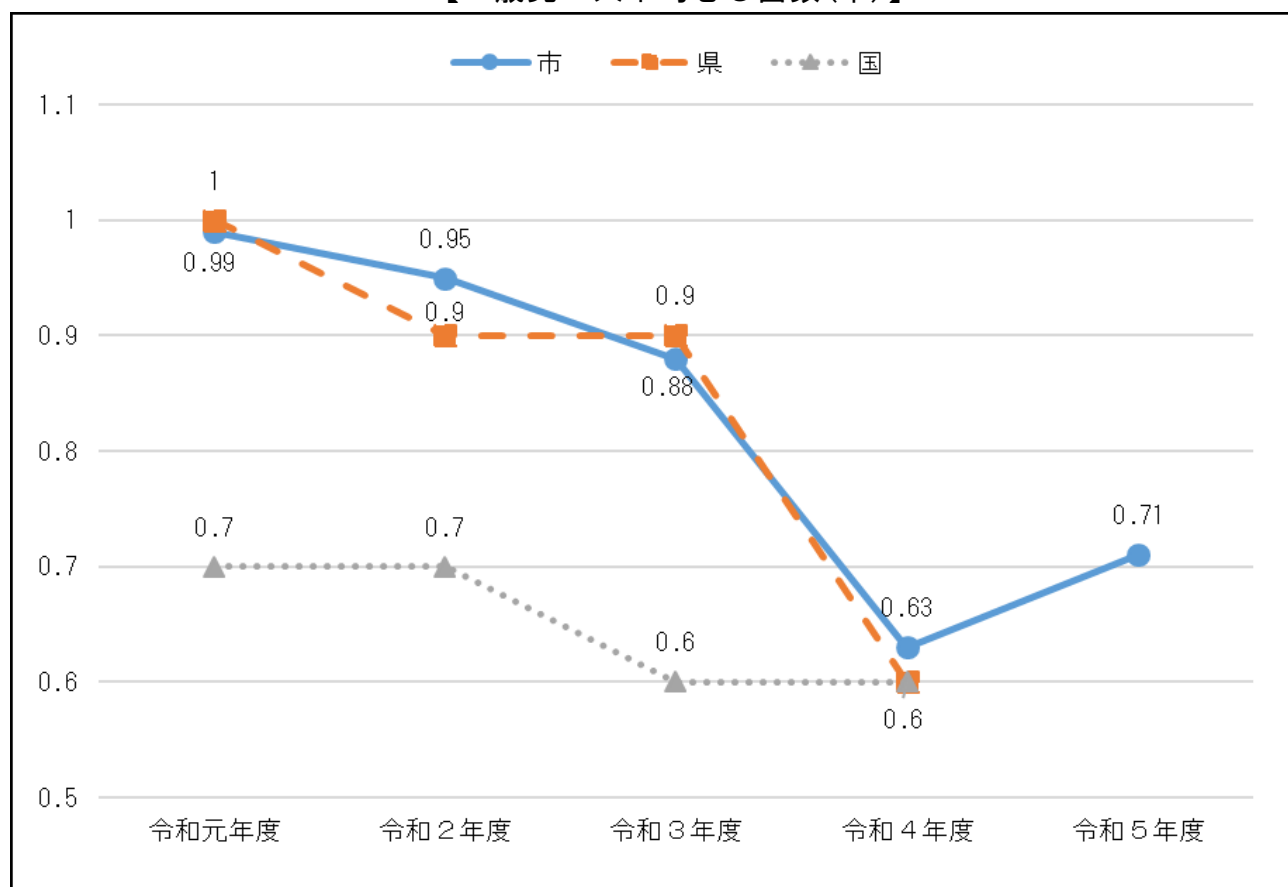
【12歳児むし歯のない割合】



資料：宮城県の歯科保健/歯科保健データ集
宮城県児童生徒の健康課題統計調査(中学校)

12歳児 1人平均むし歯数は、令和4（2022）年度は国・県と比較し同等の数値となっています。

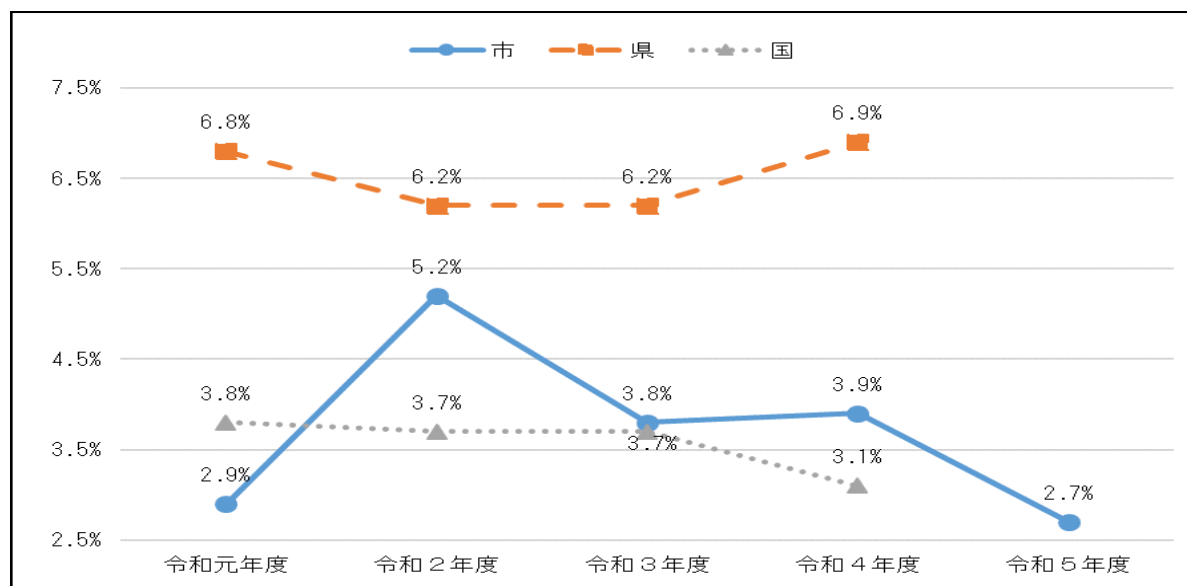
【12歳児 1人平均むし歯数（本）】



資料：宮城県の歯科保健/歯科保健データ集
宮城県児童生徒の健康課題統計調査（中学校）

12歳児(中学1年生)の歯肉に異常があると言われた人の割合は減少傾向です。

【12歳児の歯肉に異常があると言われた人の割合】



資料：宮城県の歯科保健/歯科保健データ集

(宮城県児童生徒の健康課題統計調査(中学校) 歯肉の状態「評価2」から算出)

3歳児・12歳児むし歯のない割合は増加していますが、一方でむし歯の本数が多かったり、未治療のままでいる子どもがおり、4本以上のむし歯を保有する割合を減らしていくことが課題です。また、学齢期から歯肉炎の予防を意識し、将来の歯周病予防に努める事が重要です。

咀嚼機能を育む食事、会話をするなど、口をよく動かすことや、鼻呼吸の獲得により口腔機能を高めることは、将来の口腔機能低下予防に繋がります。

成果指標項目

成果指標項目	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和17年度)	データ ソース
① 3歳児むし歯のない割合	87.7% (*令和4年度)	90.0%	名取市3歳6か月児 健診結果
② 3歳児1人平均むし歯数	0.27本	0.26本	
③ フッ素を利用している割合	91.1%	95.0%	
④ 12歳児むし歯のない割合	69.9%	74.0%	宮城県の歯科保健/ 歯科保健データ集 宮城県児童生徒の 健康課題統計調査 (中学校)
⑤ 12歳児1人平均むし歯数	0.63本 (*令和4年度)	0.6本	
⑥ 12歳児の歯肉に異常がある と言われた人の割合	2.7%	2.6%	

* 健やか なとり21の基準値

【市民】

◇家族ぐるみでむし歯予防について理解を深め、適切なブラッシングを習得します。

- ・ 歯と口腔に関するイベント等への積極的な参加
- ・ 乳幼児期からの適切な生活リズムとバランスのよい食生活の習慣化
- ・ 家庭でフッ素入り歯みがき剤等を利用

◇かかりつけ歯科医をもちます。

- ・ 定期的に歯科健診や保健指導を受けるとともに、フッ化物歯面塗布等の予防処置を受ける
- ・ 保護者は、歯科健診結果に基づき、子どもに対して必要な治療を受けさせる

【関係機関】

（保育所・幼稚園・小中学校・高等学校等）

◇歯科疾患の予防、進行抑制について本人または保護者に情報提供を行います。

- ・ 定期歯科健診を実施し、必要に応じて歯科の受診勧奨を実施
- ・ 歯みがきの仕方やおやつの摂り方、フッ化物の利用について周知

◇歯や口腔の健康の大切さを普及啓発します。

- ・ 保健だより等を通じ、歯や口腔の健康の大切さを啓発
- ・ PTA や学校歯科医、市の歯科衛生士等と連携を図る
- ・ フッ化物の利用を推進

（歯科医師・医師・歯科衛生士）

◇むし歯や歯周病予防の啓発を行います。

- ・ 補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ等）の使用方法や定期的な歯科受診の必要性について啓発
- ・ 各機関、専門職と連携を図る

【行政】

◇広報、市のホームページ、母子健康手帳アプリ、なとらじ等を活用し、歯と口腔の健康づくりについて情報を発信します。

- ・ 歯科医師会と連携し、歯と口腔に関するイベントの実施

◇乳幼児健診等の保健事業のなかで、集団に向けて歯と口腔の健康の大切さを伝え、必要に応じ個別に歯科保健指導を行います。

- ・ 保護者に対し、歯や口腔機能の発達が食習慣と関係することを、食育の視点を入れながら啓発

(3) 成人期 (18～64 歳)

【目標】

歯周病を予防し、全身を健康に保ちます。

【歯科的特徴】

成人期は仕事や子育て、社会活動の忙しさで、自身の口腔状態や健康に関心が薄れやすい時期です。毎日の歯みがきがおろそかになりがちで、定期的な歯科受診も難しいことに加え、生活習慣の乱れやストレスからむし歯や歯周病が増加します。

50 歳以降は、むし歯や歯周病の影響で歯を失う人が増えていきます。

現状と課題

40・50・60・70歳に実施している歯周病検診受診率は、減少傾向にあります。特に年代が低いほど受診率が低い傾向です。そのような中、若年層でも歯周病患者が増えてくるのを受け、令和6(2024)年度から対象年齢を拡大し、20・30歳の検診も実施しています。

【歯周病検診の受診率】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳	7.7%	11.5%	8.3%	8.2%	5.9%
50歳	12.4%	14.2%	8.7%	8.1%	6.4%
60歳	15.8%	15.5%	8.4%	9.4%	8.9%
70歳	18.7%	21.0%	12.7%	13.0%	12.2%
全体	13.3%	15.4%	9.4%	9.5%	8.0%

資料：名取市歯周病検診結果

歯周病検診を受診した人のうち、85%以上が要精検です。

【歯周病検診受診者の総合判定の状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要精検	85.2%	89.1%	85.6%	87.6%	87.1%
要指導	4.8%	5.3%	3.5%	4.7%	5.6%
異常なし	10.0%	5.6%	10.9%	7.7%	7.3%

資料：名取市歯周病検診結果

歯周病を有する人は、60歳では半数を超えています。

【歯周病を有する（歯周ポケット4mm以上）人の割合】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳	41.9%	62.6%	44.9%	48.9%	48.6%
60歳	52.5%	68.8%	53.0%	63.9%	69.3%

資料：名取市歯周病検診結果

補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ等）を使用する人は、令和5（2023）年度は40歳で41.7%、60歳で61.4%と、年代が上がると割合が増えています。

【補助的清掃用具を使用する人の割合】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳	40.9%	33.6%	50.0%	37.8%	41.7%
60歳	52.5%	47.9%	60.2%	46.4%	61.4%

資料：名取市歯周病検診結果

年1回以上歯科健診を受診した人の割合は、令和5（2023）年度で40歳・60歳どちらも40%を超えています。

【年1回以上歯科健診を受診した人の割合】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳	62.4%	42.7%	35.7%	37.8%	41.7%
60歳	53.9%	48.6%	67.5%	50.5%	46.6%

資料：名取市歯周病検診結果

60歳で24本以上の自分の歯を有する人は、高い割合で推移しています。

【60歳で24本以上の自分の歯を有する人の割合】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
87.9%	85.4%	90.4%	75.3%	90.9%

資料：名取市歯周病検診結果

自分の歯や口腔の健康に関心を持ち、毎日の歯みがきと補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ等）を使って丁寧な歯みがきをする習慣づくりと、定期的な歯科健診により、むし歯や歯周病の早期発見・早期治療が必要です。

歯周病と糖尿病等の生活習慣病や全身の健康との関連について、正しい知識の習得が重要です。

成果指標項目

成果指標項目	基準値 （*令和4年度）	目標値 （令和17年度）	データソース
①歯周病検診受診率	9.5%	20.0%	名取市歯周病 検診結果
②歯周病を有する割合 40歳	48.9%	41.0%	
60歳	63.9%	52.0%	

* 健やか なとり 21 の基準値

対策

【市民】

◇むし歯や歯周病の原因と予防法について理解を深め、毎日の適切な口腔ケアを行います。

- ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯石除去と歯面清掃等の実施
- ・食後の歯みがきに加え、補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ等）を使用

◇歯周病が全身の健康と関連していることを理解します。

【関係機関等】

（歯科医師・医師・歯科衛生士）

◇歯と口腔の健康と全身の健康の関連について患者に情報提供をします。

◇治療が必要な場合は、医科、歯科互いに医療機関の受診を勧めます。

◇定期的な歯科健診や市の歯周病検診について受診勧奨します。

（企業等）

◇職場における歯科保健の必要性について理解し、食後の歯みがき等が行いやすい環境整備を図るなど、従業員に対し歯と口腔の健康づくりを推進します。

【行政】

◇広報、市のホームページ、なとらじ、歯と口の健康週間やイベント等の機会を利用し、歯と口腔の健康づくりについての情報を発信します。

- ・ 定期的な歯科健診や、かかりつけ歯科医をもつことの大切さを啓発
- ・ 歯周病検診の受診勧奨を行い、若い世代からの予防の大切さを啓発
- ・ 歯周病と全身の健康との関連について情報提供し、予防の大切さを啓発

◇特定健診等の保健指導で、歯と口腔の健康管理の大切さを情報提供します。

- ・ よく噛むことと肥満、歯周病と生活習慣病との関連を情報提供し、治療が必要な場合は、医療機関の受診を勧奨

◇出前講座や地域の健康教室等で、歯科衛生士による健康教育の充実を図ります。

(4) 高齢期（65 歳以上）

【目標】

食事や会話を楽しむことができる口腔機能の維持を図ります。

【歯科的特徴】

歯周病の進行や、むし歯の放置、清掃不良などにより歯を喪失することが多くなります。

薬剤の影響や口腔機能の低下（※オーラルフレイル）により、食事が摂りにくく、低栄養につながります。

口腔機能の低下（オーラルフレイル）は、心身の虚弱（※フレイル）につながりますが、早期に発見し、適切な支援を行うことによって維持・向上が可能です。

※オーラルフレイル…かみにくさ・食べこぼし・むせ・滑舌の低下など、加齢とともに生じる口腔機能の低下で、改善が可能な状態

※フレイル…高齢になって心身が虚弱（筋力、認知機能、社会とのつながりなどが低下）した状態

現状と課題

歯周病検診受診者のうち、70歳の半数以上が年1回以上歯科健診を受けています。

【年1回以上歯科健診を受診した人の割合 70歳】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯周病検診受診者数 70歳	195人	220人	119人	129人	116人
年1回以上歯科健診を受診したことがある人	127人	146人	67人	76人	65人
割合	65.1%	66.4%	56.3%	58.9%	56.0%

資料：名取市歯周病検診結果

半年前に比べて固いものが食べにくい人の割合は、約30%です。

【半年前に比べて固いものが食べにくい人の割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市	29.6%	28.8%	29.5%	29.1%
県	27.4%	28.0%	27.5%	27.4%
国	28.5%	28.4%	27.7%	27.0%

資料：国保データベースシステム（後期高齢者医療健診結果）

お茶や汁物等でむせることがある人の割合は、約20%です。

【お茶や汁物等でむせることがある人の割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市	22.2%	20.4%	20.0%	21.0%
県	19.0%	19.4%	19.7%	19.6%
国	20.6%	20.7%	20.9%	20.8%

資料：国保データベースシステム（後期高齢者医療健診結果）

歯の喪失や口腔機能の低下（オーラルフレイル）と、心身の虚弱（フレイル）との関連について理解し、違和感を感じたら我慢せず、早めに歯科受診することが重要です。

毎日の歯みがきと併せて、口腔体操を行うなど、口腔機能の低下（オーラルフレイル）予防の視点を取り入れ、口腔機能の維持・向上に努めることが大切です。

成果指標項目

成果指標項目	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和17年度)	データソース
① 年1回以上歯科健診を受診をした人の割合 70歳	56.0%	60.0%	名取市歯周病検診結果
② 半年前に比べて固いものが食べにくい人の割合	29.1%	25.0%	後期高齢者医療健診結果
③ お茶や汁物等でむせることがある人の割合	21.0%	18.0%	

対策

【市民】

◇口腔機能の低下（オーラルフレイル）が全身の健康に及ぼす影響について理解し、口腔機能の維持・向上に努めます。

- ・よく噛んで食べることを意識し、併せて口腔体操や唾液腺マッサージ等を実施
- ・毎日の歯みがきにフッ化物配合歯磨き剤と補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシ等）を使用し、口腔を清潔に保つ

◇かかりつけ歯科医で年1回以上の定期健診を受け、むし歯や歯周病の早期発見・早期治療に努めます。

【関係機関等】

（歯科医師・医師等）

◇歯と口腔の健康管理の重要性について患者に情報提供を行い、治療が必要な場合は、医科、歯科互いに医療機関の受診を勧めます。

◇定期的な歯科健診や市の歯周病検診を受診勧奨します。

【行政】

◇広報、市のホームページ、なとらじ等を活用し、歯と口腔の健康づくりについて情報を発信します。

- ・ 歯周病健診の受診勧奨
- ・ 定期的な歯科健診や、かかりつけ医をもつことの大切さを啓発
- ・ 口腔機能低下（オーラルフレイル）予防の重要性を啓発
- ・ 口の中を清潔にすることは、誤嚥性肺炎の予防や全身の健康維持に影響していることを啓発
- ・ むし歯の予防のために、フッ化物配合歯磨き剤の利用を啓発

◇介護予防事業等において、口腔機能の低下（オーラルフレイル）が心身の虚弱（フレイル）につながることを普及啓発します。

◇出前講座や地域の健康教室等で、歯科衛生士による健康教育の充実を図ります。

◇介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で、口腔機能を維持しながら安心して生活が続けられるよう、関係機関と連携して取り組みます。

- ・ 在宅で寝たきり等により歯科通院することが困難な方への、高齢者歯科訪問診療の実施

第3章 分野別にみた施策の展開

1 障がい児・者への歯科保健対策

【歯科的特徴】

障がいの種類や程度により、自分で歯みがきを行うことが困難な場合や口腔機能に支障がある場合があり、むし歯や歯周病が進行しやすくなります。障がい児・者の特性を理解した専門的な口腔ケアを定期的に受けることが望まれます。

現状と課題

歯と口腔の健康づくりの取り組み状況を把握するため、市内障害福祉サービス事業所46か所を対象に、歯科保健や治療に関するアンケート調査を実施し、29か所（63.0%）から回答を得ました。

種別	サービス内容	対象施設数	有効回答施設数	回答率
グループホーム （共同生活援助）	居住支援系（訓練等給付）	9	7	77.8%
生活介護	日中活動系（介護給付）	8	5	62.5%
就労支援	就労移行支援・就労継続支援A・B型	13	7	53.8%
障害児通所支援	児童発達支援・放課後等デイサービス	16	10	62.5%
合計		46	29	63.0%

障害児・者福祉サービス事業所アンケート結果により、29事業所のうち協力歯科医がいる割合は全体の10.3%です。グループホームで2か所、障害児通所支援で1か所でした。また、協力歯科医による歯科健診を行っている事業所は1か所で非常に少ない状況でした。

【協力歯科医がいる事業所】

	総数	グループホーム	生活介護	就労支援	障害児通所支援
協力歯科医がいる	3	2	0	0	1
割合	10.3%	28.6%	0.0%	0.0%	10.0%
有効回答数(事業所)	29	7	5	7	10

【協力の内容】 歯科健診 1か所（障害児通所施設）
 往診 1か所（グループホーム）
 緊急時受診 1か所（グループホーム）

日常的に食後の口腔ケアを実施している割合は、37.9%です。グループホーム・生活介護で半数以上が実施しています。

【日常的に食後の口腔ケアを実施している事業所】

	総数	グループホーム	生活介護	就労支援	障害児通所支援
食後口腔ケア	11	4	4	1	2
割合	37.9%	57.1%	80.0%	14.3%	20.0%
有効回答数(事業所)	29	7	5	7	10

歯科診療が困難な障がい児・者が受けられる相談先を知っている事業所の割合は、13.8%と低い状況です。

【相談先を知っている事業所】

	総数	グループホーム	生活介護	就労支援	障害児通所支援
歯科診療が困難な方の相談先を知っている	4	1	2	1	0
割合	13.8%	14.3%	40.0%	14.3%	0.0%
有効回答数(事業所)	29	7	5	7	10

むし歯や歯周病の重症化予防のために、保護者や事業所等に対し、歯と口腔の健康づくりについての普及啓発が重要です。また、歯と口腔の健康維持に困難を抱える人が、必要時安心して相談や治療が受けられるような体制づくりが必要です。

成果指標項目

成果指標項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)	データ ソース
① 事業所で口腔ケアに関する取組を実施している割合	37.9%	48.0%	名取市障がい児・者福祉サービス事業所アンケート結果
② 歯科診療が困難な障がい児・者が受けられる医療機関や相談先を認知している事業所の割合	13.8%	24.0%	

【市民】

- ◇歯と口腔の健康に関心を持ち、食後の歯みがきの習慣化に努めます。
- ◇かかりつけ歯科医を持ち、年に一回以上定期健診を受け、口腔疾患の早期発見・早期治療に努めます。

【関係機関等】

（歯科医師・医師・歯科衛生士）

- ◇歯と口腔の健康維持に困難を抱える人の受け入れ体制を整え、診療に繋がります。
 - ・地域で障がい児・者が治療を受けられる歯科医院が増えるよう努める

- ◇歯と口腔の健康管理の重要性について、患者や保護者等に情報提供を行います。

（障害福祉サービス事業所等）

- ◇歯みがきの必要性を理解し、適切な口腔ケアを行います。
 - ・食後の歯みがきを促したり、自分で歯みがきが難しい人は、介助者がサポートを実施

- ◇口腔の汚れが全身に影響を及ぼすこと、口腔ケアの方法等についての研修を受け、専門的な相談先等と連携を図ります。
 - ・歯科医師と連携し、定期的な歯科健診等の実施に努める
 - ・支援を必要とする障がい児・者に、治療や専門的な相談先について情報提供

【行政】

- ◇医療・保健・福祉で連携しながら、歯と口腔の相談や治療に関する支援体制の取組について検討します。
 - ・障害福祉サービス事業所職員や保護者等に向けて、口腔ケアの必要性や方法を啓発
 - ・口腔の健康維持に困難を抱える人への治療や専門的な相談先について情報提供

2 救急医療対策（歯科）

休日、祝日に歯や歯肉が痛んだり、外傷で歯が折れたり、抜けたりした応急処置などを行うことができる歯科救急医療の体制を整備しています。

現状と課題

休日歯科診療の運営を岩沼歯科医師会と2市2町連絡協議会で実施しています。

対策

市民へ休日歯科当番医を周知します。

3 災害時における歯科保健対策

東日本大震災の教訓を生かし、災害時の歯科医療体制の整備と避難所での被災者の健康維持のため、口腔衛生指導の体制を歯科医師会と連携して備える事が重要です。

現状と課題

避難所などでの誤嚥性肺炎による震災関連死を防ぐために、避難所での口腔衛生指導、必要に応じた災害時の歯科保健医療体制を確保する取組が必要です。

対策

市民へ災害時の口腔ケアの大切さと併せて、日頃からの歯みがき習慣と定期的な歯科受診で歯と口の健康維持の大切さを周知啓発します。

岩沼歯科医師会と市の災害時の歯科医療救護活動に関する協定書に基づき、平時から体制整備について検討を行います。

災害時は、避難所等における口腔衛生管理に関する歯科保健指導を行います。

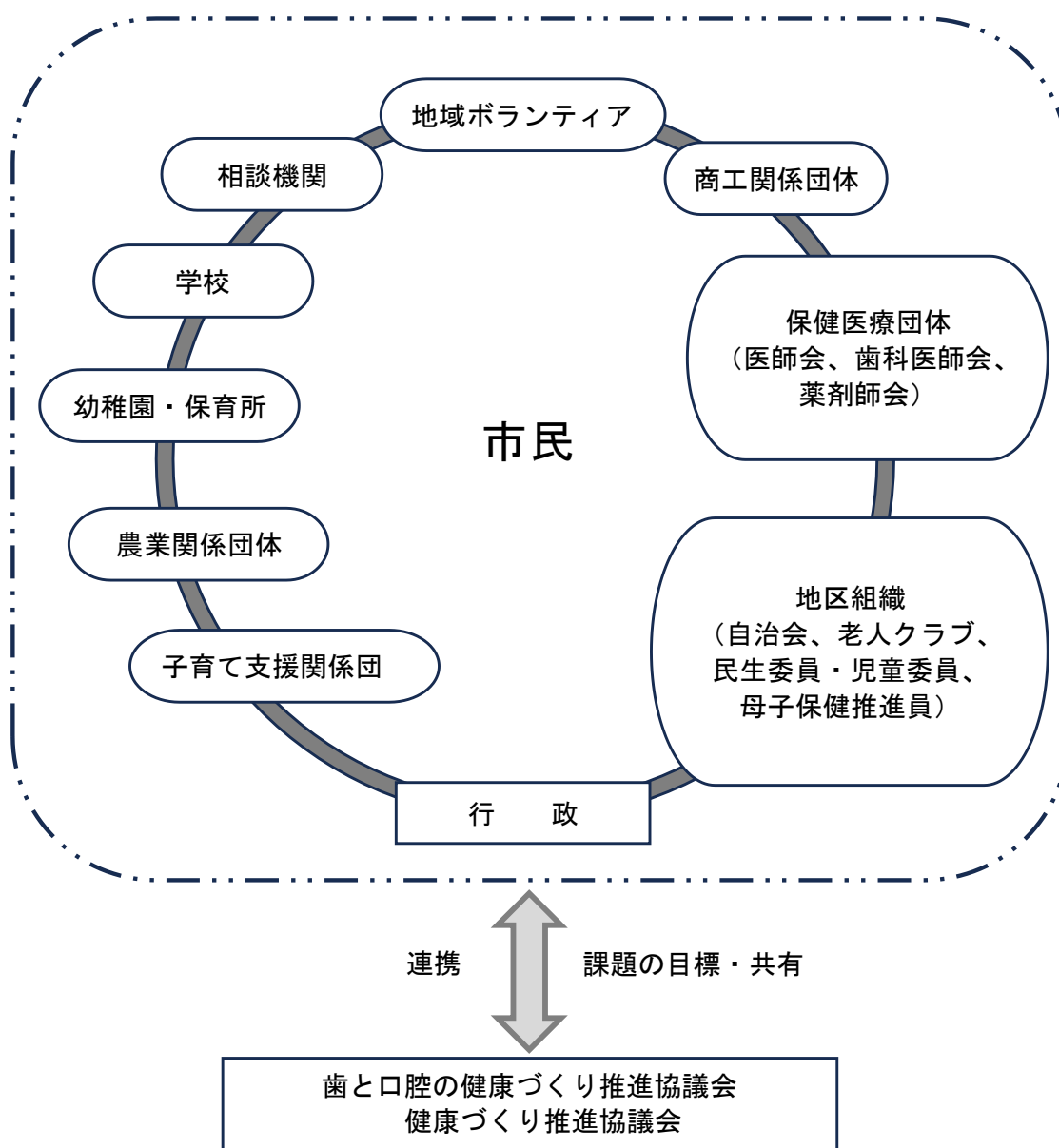
第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、基本理念として掲げる「共に支え合う 生涯を通じた健康づくり」を実現するために、歯と口腔の健康づくり推進協議会、健康づくり推進協議会と連携し、課題や目標を共有しながら、関係機関、行政などが一体となって進めていく計画です。

地域活動を通して内容を幅広く周知し、計画の推進を図ります。

【歯と口腔の健康づくり推進の連携イメージ】

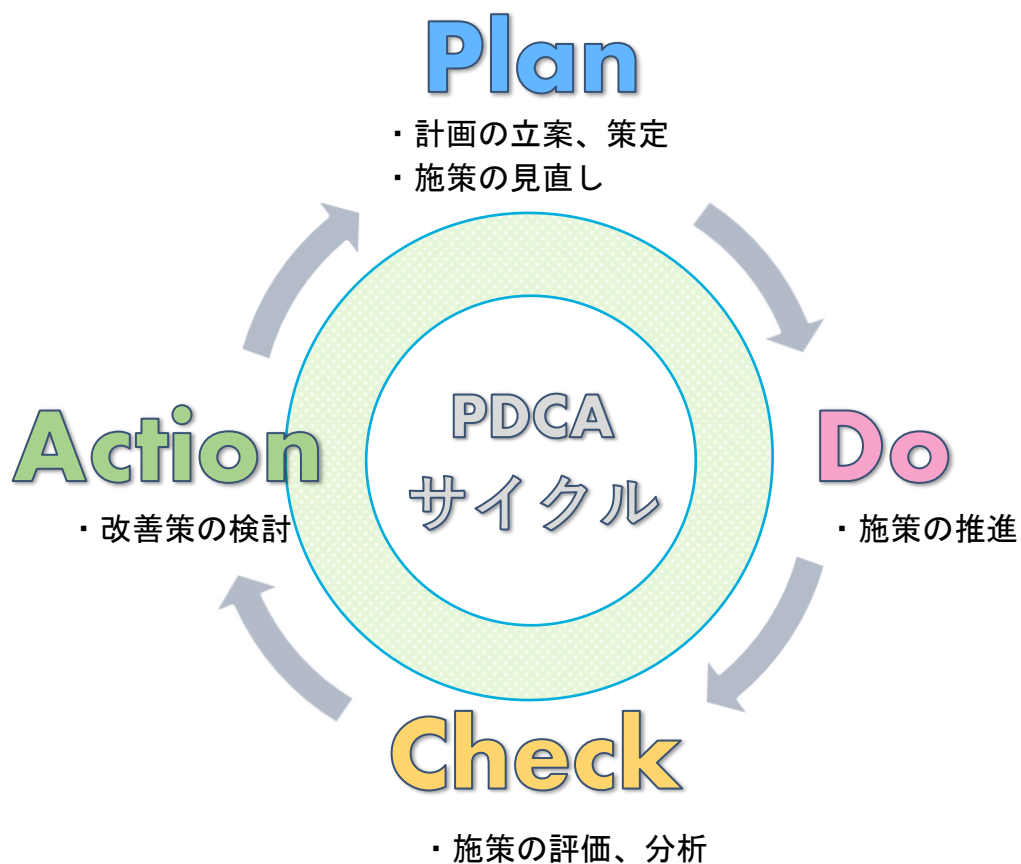


2 計画の推進管理と評価方法

本計画において設定した行動目標や数値目標については、その達成に向けて進捗状況を適宜把握・評価する必要があります。

本計画に基づき行政等が行う歯と口腔の健康づくりに関連する施策・事業の進捗状況の管理については、歯と口腔の健康づくり推進協議会や健康づくり推進協議会において、審議及び評価し、必要に応じて目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

【計画の推進管理・評価方法のイメージ】



3 成果指標

ライフステージごとに設定した成果指標（数値目標）は、計画の最終年度である令和17(2035)年度に、分野別施策の展開に沿って、分野ごとに設定した指標（数値目標）により取組状況を評価し、その後取り組むべき課題について明らかにします。

ライフ ステージ 等	評価項目		基準値 (令和5年度)	目標値 (令和17年度)	データ ソース
妊 娠 期	妊婦歯科健診受診率		42.2%	50.0%	①
	妊婦歯科健診要治療判定者の割合		86.4%	75.0%	
乳 幼 児 期	3歳児むし歯のない割合		87.7% (* 令和4年度)	90.0%	②
	3歳児1人平均むし歯数		0.27本	0.26本	
	フッ素を利用している割合		91.1%	95.0%	
学 齢 期	12歳児むし歯のない割合		69.9%	74.0%	③
	12歳児1人平均むし歯数		0.63本 (* 令和4年度)	0.6本	
	12歳児の歯肉に異常があると言われた人の割合		2.7%	2.6%	
成 人 期	歯周病検診受診率		9.5% (* 令和4年度)	20.0%	④
	歯周病を有する割合	・ 40歳	48.9% (* 令和4年度)	41.0%	
		・ 60歳	63.9% (* 令和4年度)	52.0%	
高 齢 期	年1回以上歯科受診をしている人の割合 70歳		56.0%	60.0%	⑤
	半年前に比べて硬いものが食べにくい人の割合		29.1%	25.0%	
	お茶や汁物等でむせることがある人の割合		21.0%	18.0%	
児 障 ・ が 者 い	事業所で口腔ケアに関する取組を実施している割合		37.9% (令和6年度)	48.0%	⑥
	歯科診療が困難な障がい児・者が受けられる医療機関や相談先を認知している事業所の割合		13.8% (令和6年度)	24.0%	

* 健やか なとり21の基準

デ ー タ ソ ー ス	① 名取市妊婦歯科健診結果
	② 名取市3歳6か月児健診結果
	③ 宮城県の歯科保健/歯科保健データ集、宮城県児童生徒の健康課題統計調査（中学校）
	④ 名取市歯周病検診結果
	⑤ 名取市後期高齢者医療健診結果
	⑥ 名取市障がい児・者福祉サービス事業所アンケート結果

資料編

1 障がい児・者福祉サービス事業所アンケート結果

(1) 調査概要

調査対象	名取市内障害福祉サービス事業所 46事業所
回収結果	有効回収数 29事業所 (63.0%)
調査方法	郵送配付－郵送回収
調査期間	令和6(2024)年12月6日～令和6(2024)年12月25日 (令和7(2025)年1月7日までの回収票を有効とした)
企画実施	名取市 健康福祉部 保健センター

(2) 抽出方法、調査対象・回収結果内訳

種別	サービス内容	対象施設数	有効回答施設数	回答率
グループホーム (共同生活援助)	居住支援系(訓練等給付)	9	7	77.8%
生活介護	日中活動系(介護給付)	8	5	62.5%
就労支援	就労移行支援・就労継続支援A・B型	13	7	53.8%
障害児通所支援	児童発達支援・放課後等デイサービス	16	10	62.5%
合計		46	29	63.0%

(3) アンケート結果

		総数	グループホーム	生活介護	就労支援	障害児通所支援
有効回答数(事業所)		29	7	5	7	10
協力歯科医がいる	該当数	3	2	0	0	1
	割合	10.3%	28.6%	0.0%	0.0%	10.0%
協力の内容	内訳	歯科健診	—	—	—	1
		往診	1	—	—	—
		緊急時の受診	1	—	—	—
食後の口腔ケア実施*	該当数	11	4	4	1	2
	割合	37.9%	57.1%	80.0%	14.3%	20.0%
歯科受診が必要だが、 受診に結びついていない人	対象者数(利用者数)	676	92	89	197	298
	受診に結びついていない人	68	30	5	32	1
	割合	10.1%	32.6%	5.6%	16.2%	0.3%
歯科診療が困難な場合の 相談先を知っているか	該当数	4	1	2	1	0
	割合	13.8%	14.3%	40.0%	14.3%	0.0%
保護者や職員への 歯科研修の実施	該当数	3	1	1	0	1
	割合	10.3%	14.3%	20.0%	0.0%	10.0%

* 食後の口腔ケア…歯みがき(11)、口腔内清掃(1)、歯肉マッサージ(1)、うがい(1)、
歯科衛生士によるブラッシング指導(1)

歯科に関して実施している研修の対象や内容 ()は施設数

対象：職員(2)、未就学児とその保護者(1)

内容：口腔ケア(2)、歯みがき指導(1)

歯科医療機関受診の際に感じる困難さ (自由記載)

身体面：口を開けてもらえない(3)、不随意運動等で座ってもらえない(2)

認識：必要性を感じていない等(5)

認知：自分で不調を訴えられない(1)

心理面：恐怖心(2)、不安(2)、拒否(2)

行動面：多動(2)、パニック(2)、暴れる(1)、待てない(1)

歯科医療機関：障がい特性を受入れてくれる病院が少ない(4)、情報不足(2)

その他：経済面(3)、継続した通院(1)、移動手段がない(1)、ヘルパーが一人で診察台に寄せられない(1)

その他、障がい児・者の歯科治療や歯科保健等で、困っていること等 (自由記載)

歯科治療に関する情報提供(6)

歯科研修会(職員・利用者向け)の希望(2)

歯科治療の環境整備(1)

通院介助を複数回行うのが困難(1)

2 策定経過

開催日・期間	内容	協議事項等
令和6年11月20日	令和6年度第1回名取市歯と口腔の健康づくり推進協議会	○ 計画策定の趣旨・概要について ○ 名取市歯と口腔の健康づくり推進プラン（素案）について
令和6年12月	障害児・者福祉サービス事業所アンケート調査実施	
令和7年1月29日	令和6年度第2回名取市歯と口腔の健康づくり推進協議会	○ 名取市歯と口腔の健康づくり推進プラン（案）について ○ 計画策定スケジュールについて
令和7年 2月21日～3月12日	名取市歯と口腔の健康づくり推進プラン（案）パブリックコメント実施	

3 条例

名取市歯と口腔の健康づくり推進条例

令和6年9月27日

名取市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務、市民等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定めることにより、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、市民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての市民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の歯と口腔の健康に関するサービス(以下「口腔保健サービス」という。)及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(教育又は福祉に関わる者の役割)

第6条 教育又は福祉に関わる者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民が口腔保健に関する教育、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保する等歯と口腔の健康づくりを促進できるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所に勤務する従業員について、口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保する等歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する基本施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

（基本施策の推進）

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本施策として、次に掲げる事項を推進するものとする。

（1） 妊娠期における歯科疾患の予防対策に関すること。

（2） 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防対策に関すること。

（3） 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。

（4） 高齢期におけるオーラルフレイル（口腔機能の衰えが、心身の機能低下や要介護につながる状態をいう。）の予防対策に関すること。

（5） 障がい者、要介護者等が身近に安心して口腔保健サービス及び歯科医療を受けられる環境の整備に関すること。

（6） 歯と口腔の健康づくりに関する情報収集、普及啓発及び関係者の連携体制の構築に関すること。

（7） 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要と認められること。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 要綱

名取市歯と口腔の健康づくり推進協議会設置要綱

令和6年10月8日
名取市告示第180号

(設置)

第1条 名取市歯と口腔(くう)の健康づくり推進条例(令和6年名取市条例第24号)第8条第1項の規定に基づく歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)の策定及び推進に係る必要な事項を協議するため、名取市歯と口腔の健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに係る総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 基本計画策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

5 委員名簿

(敬称略)

		委員氏名	所属
1号委員	保健医療関係者	千田 元	一般社団法人名取市医師会 会長
		遠藤 裕三	一般社団法人岩沼歯科医師会 会長
		高橋 仁志	一般社団法人岩沼歯科医師会 副会長
		守 篤彦	一般社団法人岩沼歯科医師会 専務理事
		清水 俊克	一般社団法人岩沼歯科医師会 理事
		池田 輝樹	一般社団法人岩沼歯科医師会 理事
		大宮 雅人	一般社団法人岩沼歯科医師会 理事
		三浦 育子	一般社団法人宮城県歯科衛生士会 理事
2号委員	福祉関係者	水沼 恵子	社会福祉法なとり生活支援センター窓 センター長
		齋藤 良則	名取市民生委員児童委員協議会愛島地区民生委 員 児童委員会長
3号委員	保育関係者	阿部 澄子	名取が丘保育所 所長
4号委員	教育関係者	菊地 直美	ゆりが丘小学校養護教諭
5号委員	関係行政機関の職員	狩野 和枝	宮城県塩釜保健所 総括技術次長
		大元 純子	社会福祉課 課長
		西坂 路子	こども支援課 課長
		中山 聖子	介護長寿課 課長
		高橋 大介	学校教育課 課長

(任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日)

名取市歯と口腔の健康づくり推進プラン

(2025年度～2035年度)

発 行 日：令和7年3月

発行・編集：名取市 健康福祉部 保健センター

〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田244番地

電話：022-382-2456（直通） FAX：022-382-3041

URL：<https://www.city.natori.miyagi.jp/>
